厚生労働省 福井労働局
～ふくいの「働く」を支えます～
Press Release

報道関係者　各位

令和8年 10 月 30 日
【照会先】
福井労働局労働基準部監督課
監督課長　髙橋　昌哉
過重労働特別監督監理官　加藤　明
（かとく監理官）
（直通電話）0776-22-2652

長時間労働が疑われる事業場に対する令和７年度の監督指導結果を公表します

福井労働局（局長:佐藤賢一郎）では、このたび、令和７年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例等と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が１か月当たり 80 時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった 264 事業場のうち、86 事業場（32.6%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に１か月当たり 80 時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、30 事業場（違法な時間外労働があったもののうち 34.9%）でした。

今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11 月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導結果のポイント】（令和７年４月～令和８年３月）

(1) 監督指導の実施事業場：　264 事業場

(2) 主な違反内容［(1)のうち、法令違反があり、**是正勧告書を交付**した事業場］

① 違法な時間外労働があったもの：　86 事業場（32.6%）
　うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
　　月 80 時間を超えるもの：　30 事業場（34.9%）
　　うち、月 100 時間を超えるもの：　12 事業場（14%）
　　うち、月 150 時間を超えるもの：　3 事業場（3.5%）
　　うち、月 200 時間を超えるもの：　0 事業場（0%）

② 賃金不払残業があったもの：　26 事業場（9.8%）

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：　48 事業場（18.2%）

(3) 主な健康障害防止に関する指導の状況［(1)のうち、健康障害防止のため**指導票を交付**した事業場］

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：　141 事業場（53.4%）

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：　35 事業場（13.3%）

（添付資料）

別添１　長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和７年４月から令和８年３月までに実施）

別添２　監督指導において違法な長時間労働を認めた事例（福井労働局）

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果
（令和7年4月から令和8年3月までに実施）

1　法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

監督指導実施状況

令和7年4月から令和8年3月までに、264事業場に対し監督指導を実施し、212事業場（80.3%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが86事業場、賃金不払残業があったものが26事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが48事業場であった。

表1　監督指導実施事業場数

		監督指導実施事業場数	労働基準関係法令違反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
				労働時間（注3）	賃金不払残業（注4）	健康障害防止措置（注5）
合計（注1，2）		264（100%）	212（80.3%）	86（32.6%）	26（9.8%）	48（18.2%）
主な業種	商業	39（14.8%）	30	6	5	12
	製造業	47（17.8%）	39	14	3	8
	保健衛生業	32（12.1%）	30	13	2	5
	接客娯楽業	15（5.7%）	13	7	2	4
	建設業	68（25.8%）	52	19	4	8
	運輸交通業	26（9.8%）	20	11	1	6
	その他の事業（注6）	23（8.7%）	20	10	4	2

（注１）　主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

（注２）　かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

（注３）　労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第６項違反〔時間外労働の上限規制を超える時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

（注４）　労働基準法第37条違反〔法定の割増賃金を支払っていないもの。〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

（注５）　労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の８違反〔１月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の８の３違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

（注６）　「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2　事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
264	53（20.1%）	114（43.2%）	40（15.2%）	31（11.7%）	23（8.7%）	3（1.1%）

表3　企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
264	33（12.5%）	61（23.1%）	31（11.7%）	42（15.9%）	41（15.5%）	56（21.2%）

２ 主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

(1)　過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、141事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表４　過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	面接指導等の実施（注2）	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注5）	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
141	10	7	87	54	3	3

（注１）　指導事項は、一の事業場に複数の事項を指導している場合には、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

（注２）　１か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注３）　「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の２に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注４）　時間外・休日労働時間を１か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

（注５）　医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2)　労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、35事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)）	自己申告制による場合			管理者の責務（ガイドライン4(6)）	労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)）
		自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ）	実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）		
35	25	0	11	1	0	0

（注１）　指導事項は、一の事業場に複数の事項を指導している場合には、それぞれに計上している。

（注２）　各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

３ 監督指導により把握した実態

(1)　時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった86事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、30事業場で1か月80時間を、うち12事業場で1か月100時間を、うち3事業場で1か月150時間を超えていた。

表6　監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
264	86	56	30	12	3	0

(2)　労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、27事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、114事業場でタイムカードを基礎に確認し、54事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、5事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、58事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7　監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1、2）				自己申告制（注2,3）
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を基礎	
27	114	54	5	58

（注１）　労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注２）　監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

（注３）　労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

監督指導において違法な長時間労働を認めた事例（福井労働局）

- 長時間労働が疑われる事業場に対して実施した監督指導において、違法な長時間労働が行われていたとして、労働基準監督署が指導を行った事例を紹介します。

事例１（製造業）

調査の概要

- 木材加工業を営む事業場（労働者約50名）について、労働災害の発生を契機に立入調査を実施し、併せて労働時間の実績を確認した。
- 受注増加に伴い手作業の工程を担当する労働者に業務が集中し、労働者2名について、36協定で定めた上限時間（特別条項：月80時間）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超える違法な時間外・休日労働が認められた。**（最長で1か月当たり153時間の時間外・休日労働時間）**

労働基準監督署の指導

- 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告を行った。
- 時間外・休日労働時間を削減するための具体的方策を検討・実施するように指導を行った。

改善に向けた取組・結果

- 担当業務を見直し、社員間における業務の平準化を図った
- 工程の一部を社外へ業務委託した
- 残業時間を週毎に確認する運用とした

→　取組の結果、時間外・休日労働時間数が月27時間まで削減された。

事例２（道路貨物運送業）

調査の概要

- 道路貨物運送業を営む事業場（労働者約40名）について、月80時間超える時間外・休日労働が疑われたことから、立入調査を実施した。
- 人手不足から過密な運行計画が組まれたことで、労働者１名について、36協定で定めた上限時間（特別条項：月72時間）を超える違法な時間外・休日労働が認められた。**（最長で1か月当たり112時間の時間外・休日労働時間）**
- 改善基準告示違反（拘束時間・休息期間・運転時間）も認められた。

労働基準監督署の指導

- 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告を行った。
- 時間外・休日労働時間を削減するための具体的方策を検討・実施するように指導を行った。

改善に向けた取組・結果

- 運行計画をゆとりのある時間へ見直した
- 運行指示書にて休憩時間・休息時間を指定し、ドライバーに携行させ、運行指示書通りの運行を指示した

→　取組の結果、時間外・休日労働時間数は月58時間まで削減し、改善基準告示違反が改善された。

事例３（保険・衛生業）

調査の概要

- 社会福祉施設を営む事業場（労働者約40名）について、労働災害の発生を契機に立入調査を実施し、併せて労働時間の実績を確認した。
- 人員不足により、利用者の入所・退所に伴う面談対応が集中し、労働者1名について、36協定で定めた上限時間（特別条項：月76時間）及び特別条項の適用回数（年４回）を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満）を超える違法な時間外・休日労働が認められた。
 （最長で1か月当たり110時間の時間外・休日労働時間）

労働基準監督署の指導

- 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告を行った。
- 時間外・休日労働時間を削減するための具体的方策を検討・実施するように指導を行った。

改善に向けた取組・結果

- 利用者の入所・退所業務について、担当職員の増員及び他部署からの応援体制を構築した
- 一部業務の縮小・作業手順書を改良し、施設全体で共有した

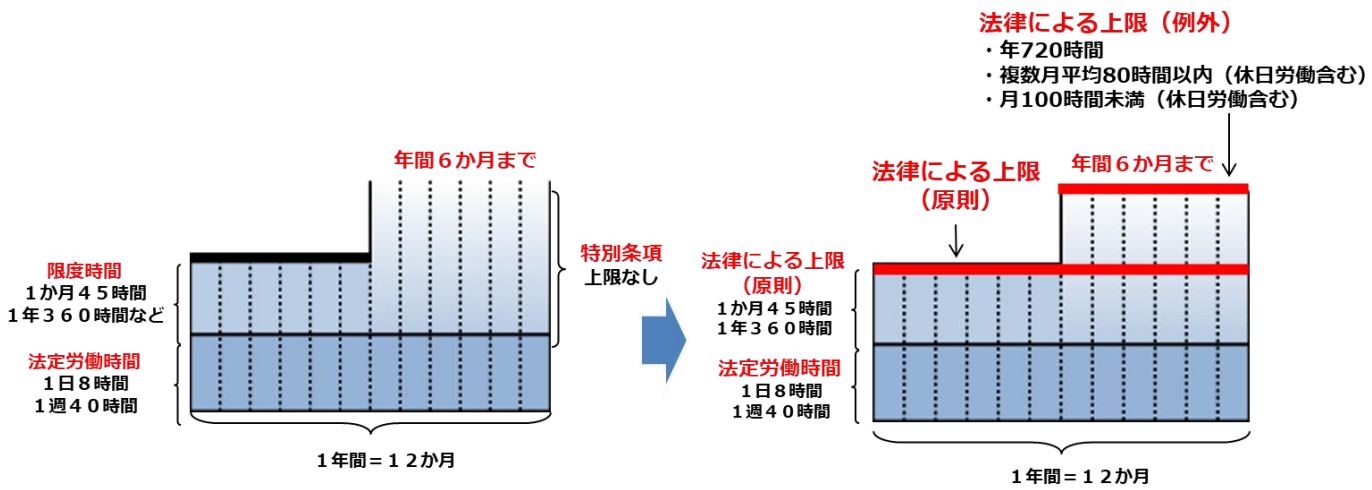
→　取組の結果、時間外・休日労働時間数が月38時間まで削減された。

参考資料

時間外労働の上限規制

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により改正された労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限は、原則として**月45時間**、**年360時間**（限度時間）とされ、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間**、**単月100時間未満（休日労働含む）**、**複数月平均80時間以内（休日労働含む）**とされた。

※限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度。
※平成31年4月1日施行／中小企業は令和2年4月1日施行／令和6年3月31日から全面適用。



建設事業・自動車運転の業務の上限規制

建設事業

・災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制をすべて適用。

・災害の復旧・復興の事業の場合は、時間外・休日労働について、月の上限規制(単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）)は適用されない。

・災害の復旧・復興の事業の場合でも、特別条項を設ける場合の要件「時間外労働が月45時間を超える月数は年６か月まで」は適用される。

自動車運転の業務

・特別条項付き協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間。

・月の上限規制(単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）)は適用されない。

・特別条項を設ける場合の要件「時間外労働が月45時間を超える月数は年６か月まで」は適用されない。

このほか、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準)が適用。

改善基準　１か月　拘束時間　284時間以内

　　１日　　拘束時間　原則13時間　上限15時間

